

令和3年度第2回 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険運営委員会 議事概要

日時 場所	令和3年12月15日(水) 午後1時00分から午後3時00分まで 鈴鹿市役所 12階 1204会議室
出席委員	運営委員会委員 13名 菅原 秀次 委員, 藤田 浩弥 委員, 林 隆俊 委員, 中澤 直美 委員, 服部 典子 委員, 伊藤 健司 委員, 福田 智女 委員, 的場 つや子 委員, 小林 智子 委員, 森川 洋行 委員, 藤本 高尚 委員, 宮村 宏 委員, 村橋 正雄 委員
事務局	事務局 13名 鈴鹿亀山地区広域連合事務局長 佐藤, 介護保険課長 中条, 総務課長 宮村, 指導 GL 岩田, 認定 GL 中川, 給付 GL 岡田, 管理 GL 善福, 管理 G 松井, 奥山, 鈴鹿市長寿社会課長 谷本, 亀山市長寿健康課長 豊田, 鈴鹿中部地域包括支援センター長 長谷川, 亀山地域包括支援センター長 藤本
傍聴人	1名

1 委員会成立の確認, 会議の公開決定, 議事録作成の確認

2 議事

(1) 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所の指定更新等について

・事務局から説明【資料1】

特に意見や質問はなく, 議題について委員に承認を確認, 委員承認。

(2) 令和4年度指定予定地域密着型サービス事業者の応募・選定結果について

・事務局から説明【資料2】

(藤田副会長)

周りの地域の方の定期巡回をしているかどうか, 行政側で確認をしてほしい。

(事務局)

定期的に地域との会合を行っており, 報告がなされる。それらを確認する中で, 適切な事業が行われているかを精査していく。

(宮村委員)

公募とはどのように行うのか。

(事務局)

鈴鹿・亀山の広報, 広域連合のホームページに事前に募集を掲載。事前に事業者説明会も行っている。公募期間内に申請してもらい, 選定部会において説明・質問等をさせていただき選定させてもらった。

議題について委員に承認を確認, 委員承認。

(3) 地域密着型サービス 独自報酬の検討について

・事務局から説明【資料3】

(中澤委員)

要件を満たした場合に利用者1人に対し、月500点を加算するというのか。同一建物を除外するということだが、既存事業者アルテハイムの看多機は除外ということか。また、これが決まったら来年度に支援がはじまりそこから3年、新規事業者のゴールドエイジは令和4年度に事業整備を行うことから令和5年度から3年ということか。

(事務局)

要件が2つあるので、2つ揃えば500点ということ。アルテハイムについては、同一建物でサービスを受けている方はいないため除外なし。3年の考え方はそのとおり。

(藤田副会長)

1年以上の実務経験というのは、その施設に1人いればいい、常に勤務していないといけないということか。

(事務局)

常勤換算ということで、1人はそういう方がみえれば加算とする。看護師の人材不足という中でハードルを上げると、この加算も意味のないものになる。バランスも考え1年以上の実務経験とした。

(藤田副会長)

看多機に関しては、1年未満の方が代表になることはないので、あまり意味がない気がするが。

(事務局)

体制の中で条件が整っていれば、独自報酬をとっていただけるとのこと。推進するためとりやすい加算項目として考えている。

(林委員)

現事業者で考えると年間どのくらい上がるのか。

(事務局)

既存事業者の上限が29人となっているので180万円程度。1割は利用者負担になるため、160万円程度。

(福田委員)

小規模多機能のみの施設が2件あるが、ここには加算を付けないことで公平性という面と、ケアマネージャーが関わるのが少ないなかで、小規模多機能を理解した上で看多機の方にも目が向くのでは。加算については、月の区分限度額があり、500単位が加算されると、ほかのサービスを利用する余裕がなくなるのでは。区分限度額外で加算を付けられないのか。

(事務局)

小規模多機能も看護という部分がないだけで似たような事業ではあるが、長年整備が必要といわれる中で整備が進まないという現状を鑑みて、今回このような形をとらせてもらい、御了承いただきたい。限度額については、利用者が加算すると限度額を超える場合、このサービスについて全額自己負担となってしまうため、事業所の判断により対象から外してもらうということが必要となってくるかと思うが、こちらからはこうしてくれとは言い難い。

(林委員)

歯科のように枠外で加算はできないか。

(事務局)

あくまでも地域密着型サービスとして、独自報酬とはいえ、加算という性格は通常に加算と変わらないため、特別な扱いは難しいと考えている。

(菅原会長)

事業としてすみやかに進めていけるように潤滑油の役目ということ。貴重な意見をいただいた。事務局としても慎重かつ大胆なこと。

(林委員)

こういった加算は、鈴鹿・亀山以外にあるのか。

(事務局)

全国的にみても少ない。厚労省のデータでは、全国で約1.5%の実施率。恐らく県内では初めてと思われる。

(中澤委員)

長年この委員会に参加しているが、毎回応募がなく業者が定まらないので、何か策を考えてください、メリットを考えてくださいとお願いしてきて、やっていただけたことをうれしく思う。成功したら、これをアピールして業者が参加しやすくなるようしてもらえるとありがたい。

(藤本委員)

加算を付けること自体にいうことはないが、新たに事業を始めるとなると、出来れば継続的につけてもらえる方がいい。

そもそも、事業所の応募がないという事が、必要な人はいるが事業者がないのか、ニーズがないなら計画の見直しを含めて考えないといけないので分析を聞かせてほしい。

(事務局)

1つは、第7期、第8期の事業計画の際に各利用者、利用者の家族、ケアマネージャーをはじめ関係者にアンケートを実施している。24時間昼夜を問わず在宅介護・看護が不足していると指摘する結果があるため、引き続き事業整備が必要と考えている。

次に、すでに事業を行っている事業者からも利用者の伸び悩みといった経営の難しさを聞き取っているが、以前の聞き取りの際よりは増えている。事業の性格として、予算が定着するような事業内容のものではないということから、連携する医療機関や関係するケアマネージャーの理解のもとにこの事業運営は成り立っていくものと考えている。今回の加算などをきっかけに、運営に結びつけていただければ。

3年という事に関しては、今回考えた内容はインセンティブの要素が高いため、永年継続的に行うものではなく、運営が軌道に乗るまで、厚労省の調査で3~4年が収支の目安となっていることもあるため、推移を見守りたい。

(菅原会長)

単発的な補助金のようなものではなく、介護保険の計画、保険料を決める期間も3年という事で様子を見て上手くいけば、この事業のインセンティブのあり方が成功したという事。今後も続けていくべきか、なくても定着していくかどうかを協議していく。2040年問題があるなかで、向こう5年間の間にこういった多面的なサービスを提供できるように整えていく

ことが大切という事をご理解いただきたい。

議題について委員に承認を確認，委員承認。

(4) その他

- ・令和3年度上半期における地域包括支援センターの事業実績報告について
事務局から説明【資料4】

(事務局)

包括が新体制になり，相談件数や内容といったものを毎月報告してもらっているのので，上半期として集計し報告をさせていただいた。今までは，年に1回決算の中で包括の評価を行っていたが，今後は，年2回行っていく。まずは前段として，こういった形で包括が活動しているというデータの報告。

(菅原会長)

新体制になり，包括の動向を気にされている方もいるだろうという事で，審議ではなく状況報告である。

(林委員)

虐待の対応件数について，亀山の対応件数が鈴鹿の人口と比べ多いが理由や検討はされたか。

(亀山基幹)

件数としてあげる指標の捉え方の違いもあるかもしれないが，コロナの関係で経済的な虐待への対応者が多いと感じている。どこからを虐待とするか，挙げるかという精査があるため，中間報告として見ていただきたい。

(菅原会長)

いじめや虐待は数が多いから問題というわけではなく，むしろ多いからいいのでは。一般的に通報など対応がなされ，体制があるからこそ回数が増えている。多いからダメと思いがちだが，踏み込んでみると数字自体，その背景，プロセスに非常に価値がある。ゼロが一番多く問題をはらんでいる可能性があると考えれば，機能的に動いていることだと思う。

(藤田副会長)

地域ケア会議の開催が包括によって差がある。まだ慣れていないこともあるが，下半期に向けて平準化されることを望む。また，担当者会議の差があるのはなぜか。基幹型でサポートできないか。

(鈴鹿基幹)

圏域ケア会議については，新しい包括の立ち上げ等があって10月からの開始となるため挙がっていない。個別ケア会議については，回数の差があるため，事業評価という形で各地域包括から提出してもらい，基幹型と広域連合で現状の聞き取りに回る予定になっている。担当者会議についてもその際に聞き取り，下半期で報告させていただく。

(中澤委員)

薬剤師会にも下半期かなり参加の依頼がきている。これからもよろしくお願ひしたい。

(林委員)

苦情の概要は。

(事務局)

包括支援センターへの苦情，サービス事業所への苦情，介護保険全般への苦情の対応の窓口となっている。デイサービスへの苦情 3 件，ケアマネージャーへの苦情・要望 3 件，ヘルパーへの苦情 1 件，包括支援センターへの支援に対する苦情 5 件。その都度，センター長や外部のサービス事業所に対して聞き取り，利用者宅への訪問・説明・謝罪の対応で全て解決されている。

議題について，状況報告として委員に報告，委員承認。

予定していた事項の審議は終了。